平成２５年（フ）第５０号
石川県小松市西軽海町１丁目31番地11
債務者　スナックさらさこと　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１４５号
福井市南四ツ居町第３号３番地　コーポラス円山
債務者　坂本　真弓
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
福井市二の宮３丁目41番22号
債務者　塚谷由美子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
福井県坂井市春江町西長田第18号15番地
債務者　齋藤　俊一
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
長野県岡谷市堀ノ内一丁目13番７号　Ｂ号
債務者　土屋　哲郎
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４５号
岐阜県美濃加茂市加茂川町２丁目７番34号　シャンボール201、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町矢田20番地１　ハイツ矢田Ｃ１－Ｄ
債務者　野村　賢二
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４６号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1267番地３　アクエリア102、前住所岐阜県関市小迫間112番地
債務者　道家冨士子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３８号
山口県岩国市麻里布町３丁目19番29号
債務者　弘長　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４６号
熊本県荒尾市蔵満2073番地４
債務者　赤川　公広
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６５３号
愛知県知多郡東浦町大字生路字狭間10番地
債務者　長坂　良一
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６４号
岐阜県海津市海津町沼新田108番地２
債務者　山田　昌子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７９号
名古屋市天白区大根町363番地　大根公園
債務者　庄原　芳規
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８２号
名古屋市緑区大高町字己新田109番地の４
債務者　中島　俊輔
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼826番地１
債務者　長谷川みどり
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
和歌山市府中330番地の13、住民票上の住所　和歌山県岩出市根来622番地の２
債務者　岩橋巳保子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
和歌山市湊１丁目８番６号
債務者　桑原すみ子こと　桒原すみ子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３２号
和歌山市船所12番地の14
債務者　元村ＡＬＣこと　元村　鉄臣
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係